

定 例 会 議 の 開 催 状 況

第 1 開催日時

令和 8 年 5 月 28 日（木） 午後 0 時 50 分～午後 3 時 50 分

第 2 開催場所

公安委員会室

第 3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
情報通信部長、首席監察官、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第 4 委員説示

委員から、「プロ野球球団の監督による家庭内における子供への暴行
事案があった。家庭でも学校でも暴力はあってはならない。こういった
事案では、当事者を引き離すというのが再被害防止の第一歩だと思う。
また、深刻な事態になる前に対処するという危機管理の重要性を感じた」
旨の発言があった。

第 5 議題事項

1 香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決 等に関する規則の一部改正について

県警察から、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和
7 年法律第 75 号）の施行に伴い、香川県警察組織規則（平成 12 年香川
県公安委員会規則第 7 号）及び香川県公安委員会の権限に属する事務の
専決等に関する規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 34 号）につい
て一部を改正するとの説明があり、審議の上、了承した。

委員から、「対象となる金属の価格に応じて、今後この種の犯罪が増え
る可能性がある。法律の制定が犯罪抑止につながるとよいと思う」旨の
発言があった。

委員から、「迅速な規則改正でよいと思う」旨の発言があった。

2 香川県留置施設視察委員会委員の任命について

県警察から、香川県留置施設視察委員会委員について、その任期が本年5月31日で満了するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定により委員を任命するとの説明があり、審議の上、了承した。

委員から、「違った視点から意見をいただくことは大事である。委員が変わると視点が変わるので、定期的な委員の交代も必要だと思う」旨の発言があった。

3 令和7年度に実施された監査委員による定期監査の結果及び結果に対する措置状況について

県警察から、令和7年度に実施された監査委員による定期監査の結果について報告するとともに、その結果に対する措置状況を監査委員に通知するとの説明があり、審議の上、了承した。

委員から、「非常用発電機保守点検は、消防署への報告義務がなかったか」旨の発言があり、県警察から、「消防法に基づき点検し、消防署へ報告している」旨の説明があった。

委員から、「監査委員からの検討指示を受けて変更した点検業務計画書及び結果報告書は、非常に精緻になっていると思う」旨の発言があった。

委員から、「同じような業務が他にあれば、これを機会に報告様式等を改めてもらいたい」旨の発言があった。

4 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則の制定について

県警察から、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）等の施行に伴い、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則を制定するとの説明があり、審議の上、了承した。

委員から、「直前に法人の代表者が代わっても当該法人に営業停止命令をかけることができるのか」旨の発言があり、県警察から、「代表者が代わっても適用できる」旨の説明があった。

委員から、「法律を周知するチラシは多言語化されていてよいと思う」旨の発言があった。

5 公安委員会の交通規制の実施について

県警察から、四国横断自動車道（高松自動車道）観音寺スマートインターチェンジの新設に伴い、高速道路と一般道をつなぐ連結道路（上下流出入）等に対し、最高速度規制、一方通行規制、指定方向外進行禁止規制及び一時停止規制の交通規制を実施するとの説明があり、審議の上、了承した。

委員から、「新しいインターチェンジができることで便利になると思う。供用開始後も道路管理者と協議しながら必要な対策を行ってもらいたい」旨の発言があった。

委員から、「規制に関する異議はない。高速道路上で逆走する車両がいれば重大事故につながるので、引き続き逆走防止対策を行ってほしい」旨の発言があった。

第6 報告事項

1 令和8年4月中の苦情申出の受理・処理状況及び感謝事例について

県警察から、令和8年4月中の苦情申出の受理・処理状況等について報告があった。

委員から、「前年と比べて苦情申出受理件数が増えているので、丁寧な中にも速やかな対応をお願いしたい」旨の発言があった。

2 集会、集団行進及び集団示威運動の許可概要について

県警察から、令和8年4月中に許可した集団示威運動は、1件である旨の報告があった。

第7 決裁

1 公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について

（令和8年4月16日、同月23日開催分）

第8 その他

1 高松西警察署国分寺交番移転・新築、国分寺南駐在所の廃止について

県警察から、高松西警察署国分寺交番を移転新築し、本年6月1日から運用を開始するとともに、本年5月31日をもって国分寺南駐在所を廃止する旨の報告があった。

2 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について

県警察から、令和８年４月中のストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について報告があった。

3 国家賠償請求事件の発生について

県警察から、香川県を被告として、国家賠償請求事件が提起されたので、関係所属と連携して応訴する旨の報告があった。

4 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。

5 行政処分の状況について

県警察から、令和８年４月分の運転免許に係る行政処分の状況について報告があった。